

2022年9月30日

各 位

株式会社八十二銀行

当行独自の育児目的休暇制度の拡充について

八十二銀行（頭取 松下 正樹）は、育児・介護休業法の改正・施行にあわせて、2022年10月より、従来から当行独自に導入していた「育児目的休暇制度」を拡充いたします。これにより、性別に関わらず全ての職員が、仕事と育児を両立しやすい職場づくりをさらに促進します。

以下に概要をお知らせいたします。

1. 育児目的休暇制度拡充の目的

- （1）男性職員に対する育児目的休暇の取得促進
- （2）女性職員に対する育児休業からの復帰支援

2. 育児目的休暇制度の概要

	10月からの新制度内容	従来の制度内容
取得可能日数	・10日間 ※男性職員に対しては、育児目的休暇10日間と通常の有給休暇等を合わせて約1か月間の取得を推奨しています	・3日間
取得可能期間	・子どもが満2歳に達する月の末日まで ※女性職員が育児休業から早期復帰した場合も、育児目的休暇の取得可能期間内であれば、慣らし保育等のために育児目的休暇を取得できます	・産後8週間以内
分割取得	・1分単位での分割取得が可能 ※子どもの送迎のために毎日分単位で取得するなど、それぞれの家庭の状況に合わせて柔軟に取得できます	
処 遇	・有給	

以 上